

第8回斑鳩町財政健全化検討住民会議議事録

日 時 平成18年1月24日(火) 午後1時30分～4時30分

場 所 斑鳩町役場 1階 第2会議室

出席者	会 長	桐 山 謙 一	
	副 会 長	吉 川 喜巳雄	
	委 員	平 林 威久子	
		福 井 方 子	
		吉 田 建四郎	
		三 浦 晴 彦	
		城 崎 淑 子	
		秦 嘉 広	
	事 務 局	植 村 哲 男	総務部長
		中 井 克 巳	住民生活部長
		藤 本 宗 司	都市建設部長
		西 田 哲 也	都市整備課参事
		堤 和 雄	建設課長
		野 崎 一 也	教育委員会総務課長
		藤 原 伸 宏	企画財政課長
		西 卷 昭 男	企画財政課課長補佐
		福 居 哲 也	企画財政課政策企画調整係長

傍 聴 者 0名

<会議資料>

- (当日配付)
- ・ 学校施設大規模改造、耐震補強事業実施計画一覧表
 - ・ (仮称) 福社会館整備の考え方及びランニングコスト資料

会 長 第8回の斑鳩町財政健全化検討住民会議を開催します。

新しい年になり委員皆様には大変お世話になりますが、この財政健全化検討住民会議は3月末で終わるということで当初から予定をされております。これまで月1回のペースで審議を重ねてきました。あと今日を含めて3回になりました。場合によりましては月1回のペースを2回くらいにさせていただき、できれば予定どおり3月末で最終答

申をさせていただければありがたいと思っています。審議の状況如何にもよりますがひとつよろしく願います。

昨年11月と12月に審議した大型建設事業ですが、大きな財源を必要とします。総合福祉会館建設事業、学校校舎の耐震補強事業、JR法隆寺駅周辺整備事業、公営住宅整備事業の4つで171億円という大きな金額になっております。財政状況の非常に厳しいなかで、再検討をお願いできないかという趣旨のもとで色々検討させていただきました。総合福祉会館建設事業、学校校舎の耐震補強事業、JR法隆寺駅周辺整備事業の3つは一応議論させていただきました。結論にまで至っていないものもありますが、今日は、残っています公営住宅整備事業から状況を説明していただきます。あと、議論で残りました福祉会館のランニングコストの問題、機能の比較の問題もありました。学校の耐震事業につきましても色々ありました。JR法隆寺駅周辺整備事業についても、1日に2万人乗降客があるなかで、北と南の道路整備の関係、あるいは河川の改修の関係などありました。

今日の予定は、4時頃までに終わりたいと思っています。4つの事業はその範囲内でお願います。そのあと、財政窮乏のなかで新しい税財源の検討もお願いしたいと思っています。本日の開催通知をご連絡いたしましたときに、法定外普通税、法定外目的税という新しい税財源のアイデアをお考えいただきたいと申し上げたところです。今日はそのアイデアの議論をさせていただきたいと思います。三浦先生に新しい税財源を考える小委員会の小委員長になっていただいておりますので、三浦先生を中心に審議をさせていただきたいと思います。

それでは、公営住宅の説明をお願いします。

事務局（藤本） まず、公営住宅制度の経緯ですが、終戦直後、戦災者及び引揚者の住宅を確保するため応急住宅が建設されたのが始まりです。昭和25年に至っても住宅難は解消されず、恒久性と計画性をもった公営住宅法が昭和26年に制定され、国の恒久的な施策として確立した。その後、社会情勢の変化もあり、公営住宅の供給目的も数次にわたって改正されてきました。平成8年には、本格的な長寿社会の到来を迎え、高齢者、障害者などの真に住宅に困窮するものに対し、良好な居住環境を備えた公営住宅を的確に供給するため抜本的な改正が行われました。

斑鳩町の町営住宅の推移ですが、昭和26年に公営住宅法が制定されたのを受け昭和28年から町営住宅の建設に取り組み、昭和38年

にかけて、木造平屋建ての住宅を主に124戸の住宅を建設してきました。その後、昭和63年から平成15年の間に、住宅の老朽化と団地の統廃合のため、87個を建設し、現在では当初に建設した住宅で残っていますのは23戸になっています。現在の管理戸数については前回配布しました資料のとおりです。23戸が現在残っていますが、入居戸数は18戸となっています。なお、当該住宅は昭和28年から32年に建設されたもので、築50年で相当老朽化が進んでいる状況です。

そうすることで当該住宅に入居されている18戸の移転先を確保する必要が生じています。平成12年に作成しました町営住宅のストック計画では、目安北を第1として、老朽化した住宅の建替えを進めることになっています。ストック計画で最終的には、総戸数を150戸にすることを目標としています。

会 長 今、説明していただきましたが、説明あるいは町営住宅全般についてのご意見でも結構ですので、どうぞ。

秦委員 入居基準に年収をあげられているが、いくらですか、上限ですね。

事務局（堤） 段階がありますが、最低が収入月額20万円です。20万円の基準ですが、給与所得者の場合ですと所得額がでていますが、それ以外に入居の控除があるので家族構成によっても違います。それを引きまして、月額に直しますと20万円という基準になります。金額的にいくらになるのかという目安ですが・・・。少し後でご説明します。

秦委員 なぜ質問したかといいますと、例えば所得20万としますと、平均的に斑鳩町に対する住民税をどれくらい支払っていただいているのか。無しなのか、無しなのになぜ高い金を使って町営住宅を建てないといけないのか。それともうひとつ聞きたいことは、現在、家賃の収入はどうなのか。

事務局（藤本） 住民税を納めていないのに町営住宅に入居するのはどうかということですが、公営住宅の目的がありますので、税金を納めていないから入居できないという話にはならない。

秦委員 いや、それは分かっている。しかし、逆に言えば、ご存知だと思う

が、法隆寺駅前などのアパートで、古くなってきたものは、かなり空室率があります。それを持っている不動産業者は、やはり高い住民税、事業税を払っておられます。自分らが払った税金で、自分らの首を絞めるものを作ってもらっていいのかという議論ですよね。そしてそれならば、私も耳にし、体験しているところですけど、例えば東大阪市では、公営住宅を建てる代わりにそういう困窮者に対して、補助金、民間のアパートに住まれたら1万円の補助などを行っています。その議論が、今、事務局が言うように、法律が違うから議論にならないと言ってしまうとそれまでなのですが。高いお金を出して建てるということは、町有地を使っている訳ですから、建てなかったら、建築費はいらないし、土地も売却できます。これだけのお金をかけて、しないといけないものかと、そういう議論は、10億円や20億円かけていけないとは思いますが、これは本当に大事な話だと思います。

事務局（藤本） 昔は、政策家賃というかたちで、相当建築コストよりも下げた家賃設定で、低所得者に住宅を提供していましたが、先ほど言いました平成8年の抜本的な公営住宅法の改正から、近傍同種の家賃を見据えた家賃設定に代わってきています。収入が増えたら、家賃も上がります。同じ住宅に住んでいるのですが、となりの人と家賃が違います。収入が高い人は家賃が高いのです。収入の低い人がこれまで安かったのです。高くなれば、民間と比較しても高くなるので出て行かれるのです。昭和63年頃から建てたものでは、最高で7万円という人も出てくるのです。このような人は、普通は高額所得者として出て行ってもらわないといけないし、催促しなければなりません。こういう方は、5, 6万円に入れる住宅もあるので、年に3, 4世帯退去されています。

秦委員 　　そういう裏事情は、町民に公開されていない。入ったら入ったきりですからね。たまたま漏れ伝わるころによると、大阪とか大きい財政のあるところで、資格のない人が堂々と入っているということは、新聞紙上を賑わせていますので。この会議が招集されたのも、そもそも財政を健全化するために知恵貸して欲しいということで、それだけ困っているのに、なぜこのようなものを建てるのかというのが最大の疑問なのです。だから、法律を説明してもらったように、その法律がある限り、しないといけないのかもしれないが、入居基準の月額収入の数字もかなり決定の水準が曖昧なのです。収益率もどれだけ集めて

いるかも知れないでしょ。集めるにしても職員の人件費がかかっている訳ですから。大家さんたくさん斑鳩町におられて困っておられるのに、なんでそんなことをしなければならないのか。私ごとでいけないですが、東大阪にマンションを持っているのですが、高齢者、65歳以上は、2万円ずつ補助がでるのです。公営住宅なしに。

まあ、全額ではないですけど、東大阪の場合は、6万円ぐらいの家賃で2万円ぐらいの補助がでます。

事務局（藤本） 民間の借上住宅の家賃6万円を町や市が支払いして、各戸に4万円で住宅を貸すと。そうすれば、2万円の補助をしたのと同じになりますね。

秦委員 それと逆の仕方ですね。本人に住宅手当として出すと。

会長 わかりました。なかなか良い意見だと思います。

平林委員 これまでの経過は良く分かりましたし、公営住宅法というのは、一般の普通の住宅に住み難い人たちのための一つの目的があるという前提のもとでのお話だと思います。ここも19億円かけて、あとどれぐらいの戸数を、今のところ150戸目標ということは、18戸を含め50戸ぐらいを建て替える予定と思うのですが、その辺を教えてください。

事務局（藤本） 建て替えをするにあたっては、用地の問題も出てくるので、今差し当たって、すぐに建て替え計画を進めていくという状況にはないです。ただ、18戸の今入居されている方、この地区については、木造ですから修繕をするにしても、災害の際に避難する場所がないという小声も聞きますので早急に何らかの対応をしていかなければならない。そうなったときにどんな対応があるのかと担当として色々議論してきました。今新しく建てたところに移ってもらったら良いのではないかなど、そういう議論しながらやってきている状態です。

会長 平林委員の質問は、この公営住宅が19億1,500万円というのが、削減目標3,900万円の4つの建設事業に入っているのですが、その実用性と理由はどうかということです。

事務局（藤本） それは、今当面、建て替えをして行こうという状況になって
いません。

会 長 なっていないのですね。

事務局（藤本） はい。ストック計画のなかでは、将来的に150戸目標に整
備していきましようということには、なっているのですけれども、現
状の中では、すぐに150戸に向けて計画を立てて、用地取得を行っ
て・・・というかたちにはなっていない。

平林委員 私は14・5年前になるのですけれども、奈良県全体のこういう
住宅計画に携わったことがあります。斑鳩町は、県営住宅はありませんし、市町村営住宅の比率は決して高い方ではないし、そんなにひどい状況ではないと思います。この数字自体は絶対数から言って、こんな福祉にお金をかけて、という数字ではないと思う。公営住宅も一つの見方で、そんなところにお金をかけてという話もあるかと思えますけれども、地域住宅の質を上げるという意味では、公営住宅の一つの目的でもあると思うのです。変だけれども、40㎡ほどの10坪の敷地に細かく建てていくそういう建て方もあるけれども、公営住宅というのは、ある程度これぐらいの家を建ててくださいという目安の意味もあると思います。だから、今、建て替える場所とか決まってないのだったら、政策的にとか補助金とかの関係もあるとは思いますが、斑鳩らしさとして、こういう公営住宅を検討してみましたという新たな視点を今後盛り込んでいくのも一つの方法だと思います。奈良県は古いからあんまり頑張っていないのですけれども、県営住宅なんかでも、建て替えていいかどうかなど問題はあろうと思うのですけれども、県全体の住宅の質を上げるという意味では、頑張られた時期があると思うのです。他の全国の自治体で見れば、ちょっと公営住宅に斑鳩らしさみたいなものを、その土地の特徴を出した住宅を求めて、そういうものを建設しています。それで、先程言われた家賃補助の関係ですけれども、大体家賃補助というものは、ある一定以上の質の民間住宅であるとか、また、建てるときに審査をして一定規模以上の広さがあるとか、そういうものに対して補助を出さずと思います。また、融資の面でも民間で、ある一定以上のものを作っている方に融資されていると思うので、そんなに民間をたたくという意味でもないような気がするのですよ。お金について言い出したら公営住宅の本来の意味から、た

だしていくことが必要ではないかと思えます。そこにお金をかけるのがなんで悪いか、でも、お金があるからといって公営住宅に住みたいかとなると、ここにいる方は、あまり住みたいと言う方はいないと思えます。そういう意味でそれは一つの施策だから、そんなに私は叩いて叩くものではないと思うのですけれど。

会 長 おもしろい意見が出てきまして、ちょっと正反対なんですけれど、国の施策、この所管は、昔は建設省でしたが、今は国土交通省ですか。全国の自治体で、戦後、今言われた公営住宅法に基づいて、建設を始めてから、この最近の5年間というのは、急激に全国の自治体の公営住宅の建設戸数は、ものすごく落ちてきていますよね。もうやめたところもあります。今、秦委員が言われるように、色々な意味で地域の事情がありますので、その辺のところはこれから議論を詰めていかないといけないと思えます。今、平林委員は、どちらかという建てた方がいいという意見を言われたので・・。

平林委員 建てた方がいいとまではいかないのですけれども、もし、計画が今あるのであれば、それにあれだけでも、もし、そうじゃなくて、先程、言われたような家賃補助の話をするのだったら、そっちの政策に変えていくと、年間を通しての支出はかなり落ちるでしょうということです。

会 長 そういう意味ですね。

平林委員 別にそれは建ててやろうとかそういう話じゃなくて。あの、何と言うか、いくつか考えていけるのではないかなということです。

秦委員 帆風が変わって来ていますからね、公営住宅法ができた時代と。もう全然、国民の所得も、家に対するニーズも、もう全然変わってきていますので、ここらで考える時期がきているのではないかなと思う。ただ、昔の法律があるから建てないといけないとか、という時代は過ぎているのではないかなと思いますね。

平林委員 だから、建てるのではなくて、さっき言われたような別の考えを考えていくのも、一つの手ではないかなと思います。

吉川委員 今、行政として実態的に、このストック計画というものについて、私は県の方で聞いたら、いわゆる国土交通省が、ある一定の期限内に計画を出せば、高額補助金の対象にしようというもので、その期限を切れたらもうだめですよと、言われたとのこと。各市町村がこれは大変なことだと、こぞって何とかそれに間に合わすように計画だけはとりあえず出そうと、実施の問題はまた別だということで、この計画がまとまったそうです。事業の目的からすれば非常に不純なことですが、そのように聞いているのですが、斑鳩町はその辺どうでしょうか。実際に必要だということで、このストック計画を出されたのですか。

事務局（藤本） 元々から、この目安北を整備するに当たって、今、国から補助金をもらうに何々計画を作りなさい、計画に載っているからとかそれに対して補助金を出しますよとか、今、吉川委員が言われたように、こういう計画が無かったら補助金対応しませんよとか、こういうことは当然あるのです。ただ目安北やる以前、長田住宅とか追手住宅とかやりましたけれども、そのときにも目標というのは150戸に見据えて国の補助をもらうというかたちで、ずっと150戸を目標に進んできていました。ただ、目安北を整備するに当たって改めてそういう計画を作り直さないといけないということで、作らしてもらったということで、150戸についてはずっと踏襲してきたということになっています。

吉川委員 その辺が問題だと言っているのです。既存の計画があるから、その助成対象があるから、必要があろうがなかろうが、やはりそれに合わせたものをするのが無難だと、単に、こういうような考え方でやっているのが問題です。その辺は、例えば19億円ですが、財政は破綻しかけていますので、そういう機会に見直すということも必要ではなかろうかと思えます。現に、これを見ていると、例えば興留東団地でも、18戸あって、今15戸入っている。3戸は空いている訳です。ところが、先程言われた台風や地震など危険な状況のときに、避難しなければならぬというような状況かどうかというのは、町の方で確認されましたか。私は確認しているけれども、我々の家よりは新しいし、安全です。筋交いもちゃんと入っています。我々の家は、築70、80年経っているけども筋交いも入っていない。しかも平屋です。絶対に大丈夫です。避難しないといけない状態なら、むしろ我々がその

家に避難しないといけないぐらい。ただ、築年数から言うと、古いのは古いですよ。ただ、我々の家と比べたら、古いと言わない。

事務局（藤本） 五百井住宅と目安北住宅をやりましたから、そちらの方へ移ってもらいましたが、台風が来たら電話がかかってくるのです。もうとてもじゃないけど、台風で居てられない。というのは、二戸一の部分もありましたので。そんな状況で、それと同じような築年数で、大体28年から30年ぐらいの建築物ばかりで、木造が残っているというのは、耐用年数からいって、もしも何かあったときに、町がそれで果たして、別に何も問題なかった住宅ですと主張できるのかという、我々にとっては一つの心配もあるのです。

吉川委員 そのこのところね、会議始まるまでに、住民生活部長にも申し上げたし、ここでも申し上げたように、行政というのは、その責任からいかにして逃れるか、これだけを考える訳です。その目的と事業に対して、それが今の社会情勢に対して必要かどうかということよりか、例えばこの学校の耐震問題に対してもそうだし、これさえクリアしておけば、どんなことがあっても、もう行政責任は問われないと、そこから出発しているから、こういう財政の破綻がある訳です。だから、それは改めてもらわないといけない。こういう機会に、もし必要とするなら、例えば独居老人の高齢者住宅、そういうような福祉的な目的も合わせたものを建てて、そこに医者もいて、障害者も機能訓練する場があれば、健常者も介助者も一緒に入れると、そういうような大きなかたちでの高齢化社会に合ったものを考える必要があるのではないかと。どうしても投資するならですが。

平林委員 これぐらいの全体戸数なので、多分これぐらいの計画は立てていないと思いますが、高齢者住宅計画の視点から言ったら、ライフサポートアドバイザーといって、高齢者が日常生活で動いているか、生活しているかどうかを見る人を配置した住宅なんかもこれからは可能だと思います。だから、すぐ民間には飛びつかなくてもいいと思うのですけれども、柔軟性を持った対策が必要なのではないかという気がします。

吉川委員 当面この問題は凍結して、ぜひ必要なものは別として、対応しないといけないという必要な戸数はないと思うのだけど、不足してとても

いかないというのが何かあるのですか。

事務局（藤本）　こういう計画立てながら、我々が言うのもおかしいとは思いますが、今の18戸の方々について、どうしたら良いのか、民間住宅を借り上げるのか、今建て替えた住宅に入居替えしてもらうのか、その辺の方向付けをして、住宅の建て替え計画については、しばらく計画のかたちで進めるのは控えて・・・。

平林委員　ということは、最初の段階で建設をするという話ではなくて、この今住んでおられる方たちの建て替え計画にかかっていくという話に。建て替え計画ではなく、まずは転居計画ですね。建て替え計画なら、次の土地を用意してですから、そうではなくて・・・。

事務局（藤本）　もともとは建て替え計画の中で、そこに入居してもらうという考え方なのです。だけど、今の状況の中で、すぐに用地を確保して、計画的に進めていくのは難しい状況にあることは事実です。そういう方の対応をどうするのかというのは担当として考えているところです。

秦委員　その計画というのは、もう議会を通過しているのですか。まだ検討段階ですね。150戸ありきではないではないか。

事務局（藤本）　150戸というのは、言っています。

秦委員　それを建てることを目標というのはおかしい。実際にどれぐらいのニーズがあるのか。今色々な話で、18戸の方がとりあえず、役場の皆さんの主張から考えれば、台風や地震の際は危ないと、それを何とかしないといけないという話ですよね。まさか、その18戸の人たちが入るために新しい土地を取得して云々ということは考えていないでしょうな。

事務局（藤本）　計画としては、そうなっています。ストック計画の中では、そうですけど、すぐに現況の中で進めていくのは難しい状況にあります。そうしたらどうすればいいかということで、今申し上げました借り上げ住宅で対応させてもらうべきなのか、今の建て替えた住宅の空家で入居替えをしてもらうのがいいのか・・・。

平林委員 どちらも対応可能なのだから、その中でとりあえずという話で・・。

秦委員 私は、建てることは一切反対。とりあえず。

吉川委員 そうしたら、１９億円の計画の中で、いくらまで縮減できるのか。
全体では１９億円ですね。今言っている１８戸の分を緊急避難的に、
どこかで借り上げるか、あるいは別のところでやるか・・・

事務局（藤本） 入居替えでいったら、費用的にはかかりません。

吉川委員 それでいったら費用的にはどのくらいかかるのか。

事務局（藤本） そこまでは、まだ・・・。

吉川委員 いや、ざっとでいい。１９億円がいくらぐらいに縮減できるのか。

事務局（藤本） 費用は、まだ、そこまで出ていないです。そういう方法論で、
担当で考えているだけなので。

吉川委員 かなり縮減できる可能性はある。少なくとも半分以下にはできる。
だから、その方向でやってもらわないと・・・。

平林委員 私は、あのコンサルとして仕事をしていたときには、その建設計画、
どこを立て替えるだったらどうやってという計画、やっぱり住んでいる
人たちの年齢と収入とを考えながら計画を立てていきました。そこ
ら辺をもっと柔軟に対応していただいたら、１９億円までもかからず
にいけるのではないかなと思う。

吉川委員 この１０３戸のうち、独居老人はどのくらい、おられるのですか。
一人住まいの方です。

事務局（藤本） 基本的には、同居というか単身ではだめです。老人の方はま
た・・・。

吉川委員 基本的にはではなく、現実的に。

事務局（藤本） いや、条例からいってだめです。

事務局（植村） 入居するときにはありませんけれども、その状況になってしまいう場合もあります。

吉川委員 だから、今現在で。

事務局（堤） あのこれ、新しい団地、追手、長田団地、ちょっと目安は入っていないですけども、この2団地を見る中で、70歳以上の方は、30戸ですね。

吉川委員 何戸の内の30戸ですか。

事務局（堤） 66戸です。半分です。

吉川委員 だから私は、新しい18戸をするにしても、高齢者対策も考えたものがないかということで、そういうものを検討して欲しい。あと、先程、秦委員からあった質問で抜けていた滞納者という問題ですね。

事務局（藤本） 言われるように、100%が基本ですね、100%でなかったらいけないですけど、どうしても遅れがちな方が出てくるのです。今、最高で1年ちょっとぐらいの・・・。

秦委員 それは無理ですね。今月も払えない人が10数ヶ月も払える道理がない。

事務局（藤本） それは無理だということで、とらない訳にはいかないの、個別採納やっていくと。先程言われたように、何で請求しても払ってくれない人に徴収しにいかないけないのかという理屈になってくるんですけど、待っていても払ってくれませんから。

秦委員 平林委員、藤本部長が言われるのもよく分かるけれども、それは財政が裕福であったときの発想。もう、お尻に火が点いてあるのにそんな発想はありえない。それは、自分の金でないから抜いた話をする、君らは自分のお金で無いから、そんな発想ができる。後で話のある町税の話と一緒に、困ったら税金出せばお金は集まる。そういうものが根

底にあるから、そういう簡単なことができる訳です。赤字に落ちることが目の前にあるのに、なんで19億円もかけてそんなバカなことをするのか。それやったら社会主義と一緒にです。自由主義の民主主義ですよ。

会 長 大体議論の方向が出てきましたので。一応公営住宅の整備の問題はこれで終わらせていただきたいと思います。かなり時間を超過していますので。大体方向性としては、よく分かりましたので、我々の方で意見をまとめます。

事務局（堤） ちょっとすいません。先程の収入金額の関係なんですけど、年収で4人世帯を例にとりますと、557万円以下の方が入居対象となります。

会 長 なおさらですね。

事務局（藤本） 以下ですから。

城崎委員 そうすると、入っておられる方で、最初低い年収でも、今500万円ぐらいになっている人もいる訳ですよ。現実には、子ども一人抱えて、母子家庭で入れなかった人も近所にいるんですけど、あの人たちは、ものすごいパートをされているので、毎月5万円の家賃がものすごく大変なんですけど、そういう人たちを救うためには、どういうふうにバランスをとっておられるのか。500万円の人だったら出てもらいたいのですけども、簡単に言えば。その本来の目的は、やっぱり困った人を入れるために公営住宅を建てているのでね、そのために、たくさん作るのは、何か変な感じがします。

事務局（堤） 一つの基準として当初、一番最初に、募集を受けるときには、先程言いました20万円以下という基準があります。もう一つは今言われているように、給与所得の場合でしたら、段階的に毎年上がってくるという状況があると思うのですけれども、その月収が26万9千円までの範囲でしたら、割増しというかたちで、家賃がその分段階的に上乘せされてくることになります。ただ、39万7千円でしたか、この金額を超えると、高額所得ということで明け渡ししてもらうことになっています。そういった公営住宅法の関係がありますので、一番

当初の20万円というのは、入る時点での基準です。ですから、募集を年間2回程させてもらっているのですが、本来、今言われているようなかたちで、特に最近ですと母子家庭の方の募集は多いです。そういった方については、所得もないというかたちで、収入は少ないです。対象になるということになります。

城崎委員　でも、現に断られているのですけれどもね。500万円の人たちが入っているというのが、ものすごく嫌なんです。私たちから見るとね。

会　長　それでは、すいません。公営住宅の問題は、大体よくわかりましたので、我々の方で意見をまとめさせていただいて、方向性を打ち出したいと思います。それでは、公営住宅の問題は一応これで終わらせていただきます。最初に申し上げましたように、総合福社会館の歳出の問題、この前、ランニングコストの問題がありましたし、機能の新しい考え方と従来の機能と比較してください、というのがありましたので。これ大体15分ぐらいで、終わりたいと思います。それでは、お願いします。

事務局（中井）　現在、保健、福祉、医療の連携が進んでおり、障害者福祉についても一体化する方向にあります。特に、介護保険制度が平成18年度から予防に重点を置いた制度が変わってまいります。このことから、住民にとって利便性が高く、きめ細かいサービス提供、また、健康づくり、特に要介護者を減らして健康寿命を延ばしていくことを考えるなかで、関係する機能の一体的な整備を考えております。

ランニングコストの関係ですが、社会福社会館と保健センター両方の延べ床面積を合わせますと、1,600㎡程の面積になっています。現在計画させていただいています（仮称）総合福社会館におきましては、3,500㎡程の延べ床面積で、約2倍強の面積になります。職員の関係で人件費に関わってくることですが、社会福社会館では、正職員が14人、臨時職員が41人におりますけれども、これは、パートのヘルパーさん等が含まれていまして、常勤の臨時職員は4人であり、常勤職員は18名となっております。保健センターにおきましては、正職員が11名そして臨時職員が1名で、常勤職員としては12人です。それらの常勤職員の合計30人が、計画の施設にそのまま移行していくと考えております。人件費としては、社会福祉協議会では、4,700万円程を補助金として出して、保健センターでは、

約7,000万円程の人件費が平成16年度決算として上がっておりまして、両施設の機能を継続することになりますので、合計の約1億1,640万円の人件費になると思われます。維持管理の関係で、設備等の委託をしている関係で、両施設合わせまして、470万円で、総合福祉会館では、650万円ほどの委託費が出てくるのではないかと考えております。光熱水費としては、既存の両施設を合わせますと、310万円程で、これは3カ年の平均を入れさせてもらっています。総合福祉会館では、13,300万円程と考えております。燃料費につきましては、両施設合わせまして26万円の燃料費を計上して、総合福祉会館では燃料費としては、必要なくなると考えております。

維持管理委託費から燃料費までを合わせますと、約806万円が既存の両施設では必要で、総合福祉会館では、約1,980万円です。そして人件費では、既存の両施設は約1億1,640万円で、総合福祉会館では、その金額がそのまま移行されるのではないかと考えております。人件費と維持管理費を合わせますと、既存の両施設では、約1億2,400万円、総合福祉会館では、約1億3,600万円のコストになってくるのではないかと考えております。

次に、光熱水費と燃料費の関係で、3カ年の平均の内訳として出させていただいています。このことから、人件費を除いた分については、既存の施設では324万円、計画の総合福祉会館では1,330万円となっています。

会 長 いかがでございますか。人件費はかからないけれども、それ以外で倍以上かかるということですね。

事務局（中井） 2倍ちょっとに延べ面積がなっていますが、ランニングコストとしては、3倍になっています。これは、前回にお出しした平面図でこの施設を、9～10時間稼働させた場合のランニングコストを計算しています。そういうことから、使用時間等を色々考慮しますと、これよりも下がることは考えられます。

会 長 もう一つ、この前議論になった機能の比較についてです。要するに建物を一箇所にするのは分かるのですが、機能の統合化はどのようなのですか。今まで3箇所に分かれていたものを1箇所にするだけですか。結局、それによって機能がどのようなかということですね。健康と福祉を合体すると言われていましたよね。それは行政的にはどういうこ

とになるのですか。

事務局（中井） 既存の施設が隣同士にあるから、前の委員会でも、わざわざしなくても良いのではないかと、という意見をいただきました。ただ、隣同士でありますけれど、一つの建物の中でサービスを提供するというのは、今以上に効率化というのは図られてくるのではないかと思います。先程申し上げましたように介護保険制度が平成18年度で変わってまいります。それらの対応として、介護予防が重点的な取り組みとなってまいりますので、現在の保健センターで可能ではないかというご意見もあるかもしれませんが、それらをより充実した取り組みをしていこうとするならば、現在の保健センターの機能は少し手狭ではないかと私は思っています。そのため、それらの措置として、2つを1つにすることによって、より充実できるのではないかなと考えています。

会 長 経費は2倍払うことになりますよ。行政サービスは2倍になりますかね。そこですね。

事務局（中井） 当然、設備が大きくなって、経費はかかるとは思っていましたが、ここまで上がるとは予想してなかったです。当然、ご指摘のあったとおり、住民サービスもそれに比例して、やっていかなければならないとは、思っております。それを絶対になるのかと言われますと、私は絶対になりますということでお答えしにくいですが、そういうかたちにもっていかなければ、これを建てる意味がなくなってくるのではないかなと思います。

会 長 だからこれを今、用地買収なんかかなり進んでいる訳でしょ。そうしますと、その最初に総合福祉会館をお建てになるときに機能を合体して、その時点でランニングコストをはじいて、いつも行政で問われる費用対効果を検討した上で、作りかかったというのであれば、良いのですけれど。この前のご答弁では、ランニングコストはちょっと待ってくださいということで、今日新たに出されたということですから。本来なら、それは当然先にあって、建設があって、それから用地買収にかかって、というのが、普通は行政の手法ですね。先に用地買収は着手するし、その時点では、ちょっとランニングコストは待ってくださいということですね。その辺のところを私どもは心配する訳ですけども。今は正直なところ言って、総合福祉会館は引き返せない訳で

しよ。

事務局（中井） 地権者の方々にも・・

会 長 言っているわけですね、すでに。

吉田委員 人件費の問題で、今両方で1億7,000万円程費用がかかっていて、今度建て替えると1億1,600万円、この5,500万円程の差は、なんで出てくるのですか。

事務局（中井） 社会福社会館、社会福祉協議会の方の人件費で、最初に1億248万1千円が出ているのですけれども、これは町からの補助金や受託事業以外に、社会福祉協議会が単独で事業をされている部分で、人件費まかなっている分が含まれていまして、それが、その他の5,532万5千円ございます。それを抜かさせてもらって、1億1,640万円となっております。

吉田委員 統合されることによってきめ細かい福祉サービスができるということが大前提で、なぜこの5,500万円だけが人件費が下がるのかなと思います。内容がほとんど一緒で・・

事務局（中井） これは、5,500万円は社会福祉協議会が独自の事業で捻出されているので、町が負担する人件費相当額ではないということで、ちょっと総合福社会館のコストから外させてもらったのです。だから、人件費合計の部分での町負担分の金額で、総合福社会館の方でいけるということになります。

平林委員 次も社会福祉協議会は、社会福祉協議会として別個に存続していく訳ですか。建物は一つですけど。

事務局（中井） はい。

吉田委員 そうしたら、そこで5,500万円は要ということですね。

平林委員 でも、それは、社会福祉協議会の方がやるからということです。

吉田委員　そうですね。でも、ものすごく少なく見えるのですけれども、実際はそうではないということですね。それと、この維持管理費で、約1,200万円、新しい施設と差があるのですけれども、この1,200万円の差で済みますか。我々普通企業が考えるときは、ものすごくコストのことを計算するのです。申し訳ない言い方ですけれども、行政のこういう数字はいつも少なめに計算されているのですけれども、その辺はどうなんですか。年間1,200万円は、10年間で1億2,000万円ですから相当な金額になっていると思うのです。

事務局（中井）　先程申し上げましたように、この件については、実働として設備を動かしていくのに、9～10時間の時間設定で提供させていただいております。当然ながら使い勝手の中で8時間稼動にすれば、その金額は下がってくると私としては思います。そのランニングコストを出させていただいたのは、目一杯見るとの金額ですので、実施する中で下がってくるのではないかと考えております。

吉田委員　あともう一つ、町営住宅の話と絡んでくるのですが、これを建てられるのならば、もう2,3階上にプラスして、老人ホームといえは言い方が悪いのですが、そのようなものを作られたらどうでしょうか。総合福祉会館でしたら当然お医者さんや看護師さんが入られるでしょうし、その上に町営住宅を一体的なものとして作って、これから大きな問題となってくる高齢化社会に対する対応として、そういうような町営住宅を含んだようなものを建てられたら、かなり有意義だと私は思うのですけれども。その辺はどうなんですか。もう、土地を取得されていて、同じ建てるのであればの話で、今更それをキャンセルするのができなかつたら、逆にみんなの理解を得るのには、その方が私は良いと思います。費用も当然高くはつきますけれどもね。

秦委員　吉田委員が言われる全くそのとおりでね、休日診療所が離れていて、また福祉会館ができて、本庁はここですよ。町民にとっては非常に使い勝手が悪いですね。言われるように、例えばそこに休日診療所も一緒にあれば、もっと使い勝手がいい。また、本庁もそばにあればもっと使い勝手がいい。何で敢えてそういう離れたところにしようとするのか。前も議論あったときも、裏の改修の話もどこにいったのか分からないし、どんどんそっちに進みますよね。跡地の利用は何か考えているのですか。

事務局（中井） 庁舎の付属といったらおかしいですけど、庁舎としての利用になります。

事務局（植村） それは前にも、色々ご意見をいただきまして、会議室として使いたいという話をしました。ある部分での機能を一部移すことも考えられます。

秦委員 職員を減らしていかなければならないという議論もあったのに、施設がどんどん増えていくのはどうか。

事務局（植村） 当初、建てた時期から、仕事が多くなってきて、庁舎が手狭になってきており、会議室を潰していることが多いのです。こういったものについて、もっと整然とした庁舎にしたいと考えています。一つ言えますのは、カウンセラーと言いますか、住民の方とゆっくり話すことのできるスペースも潰してきており、住民にやさしいまちづくりでは、そういった機能も必要でありますので、検討してまいりたいと思います。色々な意見もあろうかと思いますが、まずはそういった考え方にあるということだけ申し上げたいと思います。

吉川委員 これは、前の会議で、凍結をしようという話がありましたが、用地買収が非常に進んできたということで、建物は別として用地買収の凍結は難しいのはやむを得ない。ところが、聞いたら未だにまだ用地が確保できていないというような状況ですね。

事務局（中井） いや、すべて協力をさせていただくことで合意になっています。

吉川委員 そうですか。用地は確保できたということですね。では、その辺は問題ないと。先程、会長から話があったように、今度できる施設には、どういう機能が付加されるのかという問題なんですが、大きな表でいきますと、まず、デイサービスセンター、これは新しいのですね。

事務局（中井） はい。

吉川委員 今の施設にはないと。

事務局（中井） はい。

吉川委員 そして、福祉図書館もないですね。

事務局（中井） はい。ありません。

吉川委員 それを言ってもらったら、どうですか。今、無いものを。創作軽作業室もないのですね。これは新しいものですね。

事務局（中井） 新しいものは、デイサービスセンター、ホームヘルプサービスステーション、福祉機器展示・体験コーナー、福祉図書館、創作軽作業室、療育ルーム、音楽療法室、子育てルーム、小地域福祉会・ボランティア支援室となります。

吉川委員 そうすると、新規のものは、ソフト面のものが多い訳で、例えば弱者に対してのハード面の、これができることによってそういうものが対応できるというものは、全く進んでいないのですね。例えば、図書室にしても、ここでないといけないということはない。いかるがホールでも対応している訳ですから。そういうものはそこでも十分対応できる訳でしょ。色々考えてみたらね、どっちかと言えば、弱者にサポートする人、スタッフの施設が多いですね。先程言われたように、ランニングコストが、今の倍になるだけの効果があるのか、ということに落ち着く訳ですけど、先程吉田委員も言われたように、私も言いましたけど、用地が確保できたらできたで仕方ないから、この施設もさることながら、それに付加した将来の高齢者対策とか、現実的な弱者に対する施設も合わせて再検討していく必要もあるのではないかな。そういう意味では、あまり急がずにじっくりと、もう少し検討していった方がいいのではないかなと思います。それも、聞くところによると、ここ1、2年の内にしないと、いわゆる上質の起債が可能でなくなるので、急いでしなければならないとのことですが、それはそれでまた別の問題ですので。いずれにしても、起債は借金なので、その内のいくらかを地方交付税でいくらか対象にしてもらえるかもしれないが、そういうことを考えずに、もっと純粹にこの事業の効果というものを考えた方がいいのではないかな。やっぱりお役所は、どうも補助金を先行したものの考え方をするから、不経済になってくると思う。

福井委員 新しく総合福祉会館を建てるとか言う以前に、今、私は、社会福祉協議会とか保健センターを、ボランティアや仕事で利用させてもらっているのですが、本当に感じたことを言わせていただきます。福祉会館は、以前はつきり分からないですけど、福祉会館の機能として今使っているのではないと思います。以前は、水道庁舎ですかね。それを使っているの、やはりデイサービスをして、無理があって、参加される人はあったのですけれども、機能が使えないので、調理ができないという状況だったのです。今までは、お味噌汁を作ったりということもOKだったのですけど、介護保険が導入されると、ちゃんとした調理場がないとできないということで、できなくなっています。そして、障害者の方が車椅子で利用されても、やはり段差があるし、1階にデイサービスの部屋があったのですけれども、それがなくなったから、障害者の方も車椅子で利用できますけれども、2階の研修室とかは、エレベーターがないので、利用できないし、トイレもお粗末といったら失礼ですけども、障害者用にはできてなかったの、一応障害者用トイレはあるのですけれども、ちょっと利用するには気の毒かなと思います。それともう一つ、斑鳩町には作業所が2つありまして、虹の家とあゆみの家ですけど、あそこも以前は町営住宅だったんですかね。あゆみの家は保育所ですね。虹の家は、官舎ですか。そこで、車椅子で利用されていて、いくらかは改造して使い易くはなっていますが、本当に狭くて色々な大きさの車椅子があるのに、あるっていうだけで、その人たちが作業するには値しないような場所なんですね。あゆみの家の方は、スペースはありますけれども、以前は保育所ということで、電気も小さいし、子ども用で上が開いていたりとかで、ボランティアとして障害者の人と関わるには、お金のことはさておいて、そういう総合福祉会館があれば、利用者もボランティアの方も使いやすく、それこそ今、吉田委員が言われたように、その上に高齢者や障害者のケアハウスが建てられれば理想ですけども、お金の問題がありますので、一応感じたことだけ言わせていただきます。

会 長 結論として、福井委員は、これにはどうですか。

福井委員 お金があればね・・

会 長 お金はないのですよ。

福井委員 お金はないのですよね。困ったなと思っています。作業所でも、作業したりするのは、スペース的になかなか難しいと思いますね。そして福祉会館も、やはり、その機能を果たしていないと思います。はっきり言って。あるって言うだけでね、そこを改築するのかってことは、行政にお任せしないと分からないのですけれど、色々関わっていくには、少しお粗末かなと思いますね。これから子育て支援ですとかそういうものが色々ありますので。今の子育て支援のルームは、一応公民館の調理室の横の部屋を借りてしているのですけれども。

事務局（西田） 前に保健センターの業務の所管をしていて思うこととして、保健センターは、近隣の新しい施設に仕事で寄せてもらったことがあるのですが、1階はワンフロアなんです。現状の場合は、2階は事務所になって、会議室とか調理室とかありますけれど、やはり、体の不自由な方とか、小さいお子さんとかにとっては利用しにくい施設とは実感として思っています。ただ、1階入ってのワンフロアで段差のないスペースで、子どもの遊び場とか事務所とか、デイサービスルームの施設とかが1階に集中させて、虹の家の通所されている方については、バリアフリーのエスカレータやエレベータで2、3階に行けるようにしないと、なかなか高齢者、小さい子どもが利用する施設としては、この保健センターでは無理があるのではないかなと実感として持っております。

城崎委員 今話を聞いて、必要というのはよく分かったのですが、そのためには、3,500㎡の床面積が必要なんです。この計画では。私は、そのように理解しています。そしたら、今のところの保健センターや福祉会館を潰して、床面積3,500㎡の建物を建てるということとはできないのですか。今、もう交渉ができていてということで、聞いても仕方ないのかも分からないですけど。それだけのものを作り変えるということとはできなかったのか。そうすれば、土地は買わなくても良かったのではないかと思います。全体的な話になりますけど。

それともう一つ、床面積3,500㎡の2階建てだったと思いますが、そしたら、実際の土地は駐車場も全部要ると思いますので、どのくらい買われたのですか。駐車場で、車椅子の方のために、横付けできる広いスペース等もあれば、これはすごい土地を買っておられると思うのですけど。

事務局（中井） 前々回のときに、お話をさせていただいてますように、取得面積としては、9,700㎡くらいです。

城崎委員 全部、まとまったのですか。すごいですね。3,000坪ですか。

吉川委員 これは、いつまでに実施しないと起債の対象にならないのですか。

事務局（藤原） 実施は今年度中です。

吉川委員 16億3,900万円は。今年度中というと。

事務局（藤原） 17年度中です。まだ、相談はこれからですけど。測量だけを手をつければ、OKということで。

事務局（植村） 予算的には繰り越してきていますので。

吉川委員 16億3,900万円は、なんぼ返ってくる訳ですか。

事務局（藤原） 約44%ですね。

吉川委員 40%ぐらい返ってくる訳ですか。後残りは、1億1,700万円と合わせた町の負担分ということですね。大体ざっと用地費はどのくらいですか。

事務局（中井） 2億3千万円ほどです。

吉川委員 それは、建物を多少再検討して遅れても、2億5千万円ほどは、起債の対象になっている訳ですか。

事務局（藤原） 起債の対象は、用地も建物も全部を対象にしなければならないのです。

吉川委員 再検討するのに、もう少し2,3年の時間をかけて、十分検討して、例えば併合的な施設にした場合でも・・・。

事務局（藤原） 施設内容を検討する時間は、1年間ございます。18年度の

設計ですので、工事着手は再来年になります。

吉川委員 その場合、併合施設にした場合、アウトになるのですか。それとも、17年度分だけはみてるのか。

事務局（藤原） 併合した施設の場合は難しいです。小泉内閣の構造改革という中での特区でもないと・・・。

吉川委員 やるのなら、構造改革で。

事務局（藤原） だから、国がそれを先に先行してやればいいのですが、国が先行しませんからね。

事務局（植村） そういう方向でいってくれたらそれでいけますけれども。

吉川委員 そしたらそれは不可能という訳ですね。

事務局（植村） そういう選択肢はね。

会 長 それでは、ちょっと財政状況からみたら、非常にしんどいのは維持管理費の806万円が大方2千万円弱の18,900万円ほどかかる訳ですよ。これは、何か工夫がしないといけないと思います。これはおそらく、ほとんど変わらないぐらいのことにして、ボランティアを募集するとか、これでは、国でも財務省通りませんよ。バサッと切られますよ。何を今の状況で考えているのかという状況になりますよ。1千万円どこか他のところで削らないといけないですよ。財政規模そのものは増やせないでしょ、斑鳩町は。管理運営費が10年で1億円も増えたらしんどいですね。

事務局（中井） ランニングコストを出して、今現在の庁舎施設とは設備的にはちょっと違うのですけれども、庁舎から実績と面積で完全に按分してみましたら、実質光熱水費と燃料費の関係でいきますと、800万円ぐらいで収まるような感じなんです。ただ、庁舎の分は色々取り組んで、かなり光熱水費の関係につきましては、厳しく使用を制限していますので、そのような状況でということになります。この庁舎が延べで5,500㎡ぐらいの面積で、実質の光熱水費と計画の面積を単

純に割戻しますと、ざっと780万円から800万円ぐらいになります。ただそれは、設置する設備が違いますので、その辺は問題なんですけれど、一応、既存の2施設の800万円よりも低く試算ができて、このかたちでは、800万円ぐらいに収まるということはありませんけれども、ランニングコストとして出さしてもらっている1,980万円よりは下回るような実施が絶対できると私自身は思っています。

会 長 では、そのマキシマムが1,980万円なら、ミニマムはいくらぐらいですか。

事務局（中井） そこまでちょっと出せないです。

会 長 そこをもう一回つめてもらえますか。どこまで落とせるのか。

事務局（中井） 分かりました。

秦委員 それからこれ冷暖房全部電気ですか。

事務局（中井） 電気でいくと効率が悪いのです。細部に渡って家庭みたいに個々の部屋に設置していくと電気代もかなりかかるみたいなので、ガスと電気で一応考えています。

秦委員 ガスヒーポンでいくとかなり安いですね。今でも、ガスヒーポンの設備に対して、経済産業省は補助が出るのと違いますかね。ソーラーは出ますね。そこら辺を検討してもらったら。

事務局（中井） ふれあい交流センターのときにも出ましたね。関西電力の電力の供給に対しても、今、関西電力自体が色々なサービスの提供で、安価な電力の供給の仕方がありますので。

秦委員 オール電化とかありますからね。ちょっとそこら考えられたらランニングコストは、かなり変わってくると思います。

吉田委員 主な施設の機能の中で、子育てルームというのがあるのですが、今、一番大きな問題で少子化というものがあると思います。特殊出生

率は去年1.29でしたか。大臣が出産費用を無料化したら子どもが増えるという話もありましたけど、実際に何に問題があるかと言いますと、若いお母さん方が、出産後の生活のことを考えるとやはり仕事をやりたいという人が多いということです。前も言ったと思いますが、やっぱり子育てルームじゃなくで、小さい子どもを預かる、保育所になるのか言葉よく分かりませんが、そういったものを設けて、そこで預かる代わりにその対価をいただければどうか。ある程度これで光熱水費をまかなうとか、そういうことを考えなければいけない。2,3年先ではなくて、やっぱり20,30年先のことを考えなければ。計算したら、1日33,000円ぐらいのアップになるので、それを何とかそういう収入でカバーしてもらおうとか色々考えていけば、方法はあるのではないかと思います。一番の少子化の根本的な原因は、私はそれだと思っていますので。

吉川委員 それは、いい考え方だと思う。県の看護連盟の会長と話をしたことがあるのですが、今の少子化問題の話で、何が一番問題かと聞いたら、やっぱり保育所などの託児所ですね、それがやっぱり必要だろうということです。そんなお金とかではなく、その辺の面倒をみるような、女性の就労機会が多いのですから、例えば時間延長するなど、そういう施設があればいいなあということを言われていましたけどね。だから、ちょっと時間をかけて考えたら良いと思います。

会長 維持管理費ですけど、工夫が欲しい。今時箱物を作るのは、全国の自治体のなかで珍しいのではないですか。箱物を減らしていこうということで、しかも管理運営費は、非常に高くつくので、指定管理者制度を使ってこれからどんどん民間に丸投げしていこうかということですからね。何か減らせるものはないですかね。これ全部まともにやったら増えていきますね。それで従来通り、普通に税金も入って、補助金も入って、交付税も入るなら、それはそれでいいですけど、全然時代が違ってきていますからね。ここで、漏れてしまうと他のところで締められませんよ。

平林委員 あゆみの家や虹の家とか福祉作業所は、もしここに移ったとなると、あとは、どうなるのですか。

事務局（中井） まだそこまでは、いってないですけど将来的にはそういう考

え方がおありのようなんですけど。

会 長　これは、議論いっぱいあると思うのですが、大体出ましたので、もう少し考えていただくようにしましょうか。このままでは、了承できませんね。ともかく、土地購入の後、建物はストップですね。よろしいでしょうか。それでは、次の議論に入りたいと思います。校舎の耐震補強事業についてです。

事務局（野崎）　11月の会議において、会長から45億円程の金額について、何とか10億円程度減らせないのか、再度検討するということので今回、35億1,500万円で、10億円程度減額させていただいたかたちでの資料として、今回提示させていただきました。これにつきましては、表左端の工事費の中の老朽化改修（大規模改造）で、平米当たり8万円、耐震補強の平米当たり7万円、合計しますと、15万円でございますけれども、この工事費にかかります分の金額について、実際今までは、全体的な建物として補強工事を見ておりますけれども、精査する中で、建物の補強部分さらには影響範囲の部分についての改修というかたちで、精査いたしました。その中で、平成18年度から26年度までの間で、45億1,500万円から10億円程度減額させていただきまして、35億1,500万円という金額で、今回提出させていただきました。よろしく願います。

会 長　いかかでございますか。この前申し上げて、その方向でこういうかたちで作っていただいたということでございます。補強は、この10億円減っても、実質は当初の計画から変わらないということですね。一言で言いますと。

事務局（野崎）　補強する分については変わりません。実際に必要な補強をする部分、それから影響範囲のかかる部分についての面積というかたちで、再度精査して、10億円程の減になったということでございます。これもあくまでも予定ということでございますけれども。

会 長　最近マスコミでも、一般民家含めて地震対策というのはすごいですからね。そういう状況のなかで、形だけで減らすというとな、時代に逆行するのではないかと、疑われる恐れもあるのですけれども、そういうそしりを排除できますね。

吉川委員 これをやると建築寿命が延びるのですか。

事務局（野崎） 建築寿命と言いますと、鉄筋の場合は60年と言いますけれども。

吉川委員 だから、60年が80年になったりしますか。

事務局（野崎） あくまでも、耐震の補強ということで、建築の寿命というその辺までは……。壁面全部を補強すれば建物の寿命が延びる可能性はありますけれども、今回、精査している部分につきましては、実際に地震が起こった場合、そのクラック、補強しなければいけない部分について、重点的に行う、地震による影響の部分についての工事費ということでございます。全体にしていまませんので、影響範囲だけの改修、補強となりますので。

吉川委員 そしたら、今問題になっている、国の基準については、昭和56年の耐震強度からいって、その基準を10億円下げたことによってクリアできるのですか。

事務局（野崎） はい、できます。

吉川委員 国の基準から言えば、100になるのか。90になるのか。それとも80になるのか。見直してもらって。

事務局（野崎） これで、全部しますと、100ですね。

吉川委員 これは、保険と考えると仕方ない。

会長 これは、国が全国の学校の耐震補強を進めるということで、先に率先してやるのは、補助率をかさ上げするとかはないですか。

事務局（野崎） 補助率は1/2のままです。

会長 そうですか。交付税も若干考慮して欲しいけど、そうはいかないのですね。

吉川委員 疑って悪いのですが、我々が意見として、10億円減らす訳にはいかないと言われたので、先の話でもあるし、この委員会では1億2億は関係ないということで、根拠無く10億円引いたということではないでしょうね。

事務局（野崎） 前回出さしてもらった資料の中で、全体的な建物平米で、見ていましたのですけれど、それを耐震に影響する範囲、その部分で、言い方は悪いのですが、縮小したということで、このようになったということです。ただ数字的に、適当にはじいた数字ではないということをご理解いただきたいと思います。

吉川委員 これは専門家の意見も聞いてということですね。

事務局（野崎） そうです。設計技師もおりますので。

吉川委員 やはり見直したら見直しただけのことはある訳ですね。

秦委員 ちょっと視点がずれているかも分からないですが、斑鳩町において少子化で生徒が減ってきて、合併という話はでていませんか。

事務局（野崎） 学校の統合ですか。今のところは聞いてないですけど。

秦委員 東京都内なんかは、ものすごく小学校の統合をやっていますよ。

会 長 特に少子化になってきていますからね。学校は、少子化に合わせて統合はしていますね。

秦委員 東京の港区なんかは、もうークラス30人ですからね

会 長 では、これについてご意見なければ、我々の趣旨を汲んでいただいでですね、善意に解釈して無理していただいたと、こういうことよろしいですか。それでは次に移らせていただきたいと思います。本当にどうもありがとうございました。それでは、次にJR法隆寺駅周辺整備事業ですね。この前色々ざっくばらんな意見が出てまいりまして、大分意見が違うところも出てきた訳ですけども、これを議題にした

いと思います。

吉川委員 先程から総合福祉会館の問題とか、学校の耐震とかありましたけど、これを見直したら、かなり出てくると思いますよ。

秦委員 議論している横で、もう起債が始まっていますので、熱が入りませんね。何のために集まって、議論しているのか。

会 長 みなさんで、意見が違ったのは、法隆寺駅の北側の4-2号線ですね、これが不要なのではないかというご意見が出てまいりました。そしてもう一つは、駅の南の2号線ですね、これも不要なのではないかというご意見がありました。関連して県費でやっている三代川の改修計画のところも色々意見が出てまいりましたが、真っ向から対立したということでございます。正直言いますと。

吉川委員 まず、2号線の三代川の改修事業と合併処理とで相当な額になると思うのですが、2号線だけで、どれぐらいの費用になるのか。これを三代川の方に移して、既設の道路を拡幅して、三代川の改修を少し東に寄せて、計画の範囲内でね、十分対応できると思う。県とよく効率的な話し合いをしてもらえばいい。

会 長 いかがですか、これは。

事務局（藤本） 明後日も、当該地の地権者が来られるのですが、もう何軒か、幅入れて調査も済んでいるので、それを、東に移すのは難しいと思います。もうここまでですよ、残地はどのくらいになりますよという自分なり計画を立てておられますし。そして面積的には確保できませんけれど、地元の方からはあれは潰せないとも聞いていますし。

吉川委員 それは、地形上など技術的に潰せないのか、ただ単に地元の意見として言っているのか。そういうのはおかしいと思う。

事務局（藤本） 斑鳩荘園の排水が全部あそこにきていると。住宅地の間を通っている分もあるので、それをそのまま東へ広げられるかと言ったら、その水路も当然確保しなければならないということで、難しいと思われれます。県にはこういう意見も出ているということで、その対応の

話はしているのですけれども結論的には出ていないです。また、こちらの2号線の地権者の方にも測量しますと言っていますので。また2号線の計画も何回か動いてあの結論になっているのです。それをまた変えることになると、もう協議にのってもらえないことになります。

平林委員 地権者の方は何人ぐらいいらして、その内の何人ぐらいの方がその話に応じているのですか。

事務局（藤本） 2号線の地権者の方は、今のところ市街地分は、ちょっと曲がっている状況ですから・・・、農地分は100%ですね。

平林委員 100%の地権者さんに全部話をされているのですか。疑問点はないのですか。

事務局（藤本） 市街地分はないのですよ。その農地部分が100%です。

吉川委員 一番のネックは市街化部分でしょ。

事務局（西田） 市街化部分については、住宅が連帯していますしアパートもある。その中でこの線を確認するためには、要するに相当時間がかかるし、あと移転先の補償問題もあるということで、暫定的にこういう曲がったかたちで、まず駅までのアクセスを確保しようということです。

吉川委員 安易な計画はまちづくりにならないと私は思う。ここが難しいと言って、このようにすると余計な費用が要る訳です。これが必要と思われるなら押し通さないといけない。それがまちづくりです。だから、今までそういう安易なやり方でやってきたのが、今日集積しているわけです。今から改めなければいけない、すぐに。

事務局（藤本） 駅前広場について、今のままでいいのかというのがあったのです。以前に、区画整理なり街路整備をやるにあたっての駅前広場の機運的な話とか、JRなり警察なりに全部協議は済ましてきている訳です。そうしたときに、今の駅前広場が広がると、今ある1号線から駅前の広場に入れられないのです。そして、三代川沿いの道路も入れられないのです。なぜかと言いますと、この真中にある2号線が駅前広場の真

中に入っている訳ですよ。あっちからこっちから入ってくると駅前広場が輻輳して事故が起こる。だから2号線から入ってきてそのまま戻る。そのために1号線を整備して西から来られた方を駅前に誘導する道がそれは必ず必要になります。だから、その線をまず暫定的に整備したと。だから、三代川沿いの道路は、駅の南までは、進入できずに、ちょっとえぐってですね、そこで停車して乗り降りするとか、そんな状況に経路上はなっている。これは、県の計画課とかJR、警察と全部協議して、そういう方向で一方しか出入はできませんよという話なので、それを進めていくにあたっては、1号線を整備した段階で先にやっておきましょうと。それをシンボルロードとして駅前に抜く市街地部分については後に進めていけるだろうと、こういう絵になった訳です。

吉川委員 そんな暫定みたいなものは認められないですね。こんな財政の厳しいときに。

事務局（西田） 事業費について、説明します。今、駅前まで赤で突き抜けていますが、S字のところから南にまっすぐ下っているあたりで、それから安堵王寺線で大和高田斑鳩線のところまでの延長で、概算で7億1,000万円程度です。

吉川委員 難しい住宅密集地のところもいれてですか。

事務局（西田） いれないです。

吉川委員 いれたら相当なものになる。補償からすべていれると。おそらく、こんなバイパスはできません。これでもう終わってしまうでしょう、この2号線は。大体今までの道はそうです。今でさえできないのに、将来できる訳がない。

事務局（藤本） 駅前広場と安堵王寺線をつなぐ重要な道路なので、議会からも言われている道路ですので、当然並行してそういう事務手続きはやっていかなければならないと考えています。

吉川委員 法隆寺駅周辺整備事業で45億円ほど出ていますよね。その内のこれは、駅舎も入っているのですか。

事務局（藤本） はい、入っています。

吉川委員 そしたら、駅舎の22億円は抜かないといけないですね。周辺整備というのは23億円ほどということですね。でその内の2号線がまた半分ということですね。7億円の倍をみて。

会長 ちょっとその、路線別の23億円の配分を教えてくださいませんか。具体的に議論をしたいのですが。

事務局（西田） 5号線ですが3億1,600万円、4-2号線が1億7,000万円、4-1号線が1億6,000万円、1号線が3億8,000万円、S字型が1億5,000万円、2号線が7億1,000万円、南口広場が5億6,000万円となっています。

吉川委員 広場だけで5億6,000万円も要るのか。今でも広場があるのに。モニュメントがあるところを広げるだけですよね。それは逆に駅舎の負担金に入っていないのか。

事務局（藤本） 入っていません。

事務局（西田） 自由通路と駅舎だけです。今の広場を全部やり直す必要がありますので。

吉川委員 どういうやり直しをするのか。

事務局（藤本） この前も、イメージ図を渡しましたような感じです。

吉川委員 これだけですね。土地を買収する訳ではないですね。全部花崗岩の石張りにするのか。

事務局（西田） 歩道は石張りになってきますし、バスターミナルは・・・。

吉川委員 車道は、浸透性の舗装するぐらいのことですね。それで、5億6,000万円もするのか。モニュメントだけで5,000万円ぐらいするのですか。

事務局（藤本） これから、まだ精査していくのです。駅舎も最終的に精算して、できるだけ下げることになりますし。

吉川委員 それは、もちろんそうだけれどもね。5億6,000万円は具体的に何か積み上げしているのか。

事務局（藤本） 南口はやっています。広場とか。道路はやってないですよ。道路はあくまでも、用地費、道路の築造費です。

吉川委員 そこに、平成18年度は道路が入ってくるのでしょ。これは、根本的に事業を見直さなければ大変なことになりますよ。絶対これ、ここまで広場を抜かれる自信ありますか。自信があるのだったら、今のうちに計画決定して、確固たるものを示すべき。こんないいかげんな暫定的なことをやらないで。

事務局（藤本） 一応再開発から出発していますので。

吉川委員 いや、再開発はもうアウトなんです。そんな話はやめてはどうか。やるのだったらいいが、やらないのでしょ。

事務局（藤本） 再開発から出発してですね、再開発はダメですよと、でその後どうしたかと言ったら、街路事業でいきましょうと。

吉川委員 誰のためか。街路事業は。

事務局（藤本） 街路事業は、あくまで安堵王寺線から駅へ通じる道路です。

吉川委員 再開発を止めたのでしょ。再開発というのは、周辺の問題で地権者の・・・。

事務局（藤本） 再開発というのは、市街化区域だけです。農地分は入っていませんよ。

吉川委員 だから、土地所有者のためにやる訳でしょ、主として。その開発事業は、土地所有者の意見がまとまらないから止めた訳でしょ。

事務局（藤本） 再開発は土地所有者のためにやるものというのは、おかしいと思いますけれど。これはまちづくりです。

吉川委員 それは、まちづくりでもあるけれども。まちづくりでしたら北側です。服部道や南都銀行前を含めて再開発をすべきなんです。斑鳩町として考えるならね。ところが南側というのは、あくまでも、この風致のね、農地の100%了解をもらっているこの辺の土地利用を主にして考えている訳です。

事務局（藤本） 区画整理です。

吉川委員 だから、区画整理で出発して、それがアウトになっている訳です。そうでしょ。だから誰のためかと言っているのです。

事務局（藤本） それは、道路を作るために、そういう区画整理手法も考えて…。

吉川委員 だから、その18mも、結局この周辺の農地を、有効利用することが主たる目的ですよ。本来受益者は、この周辺の人です。斑鳩町民は皆、こんな道路を利用しない。住宅もないし。だから誰のためかと聞いているのです。えらいお金をかけて。7億1千万円、そして1億5千万円もかけて。

秦委員 吉川委員が言われるのは、私も行政に関わっていて何ですけど、ニュアンスとして分かります。それは、蒸し返してはいけないけど、社会福祉会館のときもそうなんです。それに近い話です。それから、斑鳩神社の後ろの道路もそれに近い話です。1年に1、2人通るか分からない道路作るのも一緒です。みんな一緒に、吉川委員が言われる通りです。

吉川委員 本来から言えば北側を再開発すべきです。

会長 それは、都市計画について考え方は、色々ありますけれど、都市の構造そのもの、道路でも広場でも公園でもそうだけれども、基本的に私がいつも疑問に思うのは、斑鳩町の都市政策というのは、斑鳩の町を将来、21世紀の後半に向けてね、どういう町をつくっていかうか

ということです。それをまず目標に立てて、ポリシーを明確にして、それに基いた都市計画というのが必要なんです。私は思うのですが、この間、三浦先生がちょっとそのことをお触れになりましたが、斑鳩町というのは、やっぱりユネスコの世界遺産があつてですね、国際観光都市と言ったら格好いいですが、奈良県でも有数の観光都市ではないでしょうか。そういうことであれば、とにかく財源を集中的に使わないと仕方がない訳です。あっちもこっちもというのは無理です。町税はそんなに無い。最終の予算80億円程度でしょ。その中で、どこに集中的にその財源を使っていくのかという、町の性格というものが重要です。やっぱり観光だと、観光都市だと。だから、そもそも財源から言えば、この法隆寺駅の改修に20億円も使つていうのも問題あると思います。もう決まってしまったからね。それは何かと言えば、唯一の理由は、観光だということでしょ。斑鳩町に住んでいる人は、法隆寺の駅が、三角であろうと、四角であろうと、丸であろうと、正直言って関係ない。それはやっぱり世界から、お客を集めようということです。駅というのはそういう意味では、シンボルですよ。住民のシンボルでもあり、同時に外来者のシンボルでもある訳です。で、それでやった訳でしょ。非常に大きいお金をかけて。斑鳩町の財政規模からしたら、相当無理な話ですね、これは。それをやっている訳です。だからそれにふさわしい周辺道路を作ろうということになれば、もう観光を重点に置くと、それは、当然住民の利便性というのも当然問われる訳ですけれども。そしたら、もう一歩この周辺というのは、やっぱり観光ということを考えれば、法隆寺なりその辺のところに行く道路を中心に行こうではないかと。極端に言えば北だけで良いのと違いますか。

事務局（藤本） 私たちが思いつきでやっているかの感じで、言われていますけど。

会 長 思いつきなんて思っていないせん。

事務局（藤本） 計画もつてという話ですよ。だから、斑鳩町総合計画にちゃんとこれは出ていますし。

会 長 だから見直したらよろしい。

事務局（藤本） 私たちは、今現在ある斑鳩町総合計画、マスタープランに基づいて、事業を進めてきている訳です。その根本である総合計画、マスタープランを見直していくべきと違うかという議論でしたら、まだ…。

会 長 そうい議論です。観光に重点を置いた総合計画をね、今こんな激しい時代の中でね、5年単位でしたらくるってきます。大都市でもそうです。もう工業事業地全部止めようというぐらいですよ。民間に再開発任せようということです。何も町が税金使ってやる必要はない。極端に言ったら、近鉄呼んできて近鉄にやらせようではないかというのも一つの考え方です。だから今マスタープランだと、20年前の古臭いマスタープランを、何年前に作ったのか知らないけど、私もマスタープランに関与したから、その後改正しようと言ってこないし、改革しようとも言っていない。時代は変わってきている訳です。そうしたら、そういう方向に変えていかないといけないのではないか。何でも、金科玉条のようにマスタープランにあるからというのは、今の時代に通用しないですよ。

事務局（藤本） ただね、私たちは、マスタープランにあって、それで今まで進めてきていますからね。

吉川委員 それはいいけどね、あなたたちは担当として、こういう千載一遇の機会に、三代川の改修の問題が出てきて、こういう計画があったけど、これと一緒に合併したらこういう効果があるなということ、考えつかないのですか。私はそれを行政の人間に言いたい。これがあるから、その通りに100年経とうがそれで進めるという考え方がおかしいということです。

事務局（藤本） このマスタープランとか総合計画とかあるけれども、これから事業に取り掛かり、この計画立てて、こういう取組みでという議論で出発しましても、私たち現場はもう動いています。そうした中で、そういう意見を聞いてもですね、なかなか、ちょっとまたその辺で地元対応も考えて調整しながら、いい方向見つけ出しますという答えをしたいのですけれど、もう動ききってますから、なかなかそういう話はしにくいですね。

会 長 よく分かりますけれどね。

吉川委員 動ききっているから止められないと、そんなことをしたら、結局いつまでたっても過ちを正せなくなる。

事務局（藤本） 何回も変更しながらきているものをね、最終的には中止ですということには、なかなかちょっといかない。

吉川委員 それは、三代川のことですか。

事務局（藤本） いや、2号線です。

吉川委員 2号線自体は、マスタープランと総合計画に載っているのか知らないけれど、事業の確立というものはどこでもしていない。議会の議決も通っていない。通っていないのになぜ先行しているのですか。

事務局（藤本） 総合計画とかマスタープランは、全部議会に上がっています。

吉川委員 それは上がっているが、全体のものとして上がっているだけで、その実行については、その都度に、やはりもっと練っていくものです。

会 長 今言われていいます、マスタープランに基いてということは分かるのですが、すぐにやらなければいけないかどうかという問題です。要するに、今の非常に厳しい状況の中で、どこに重点を置いて、財源をどこに効率的に使うべきかということです。と言っても、まちづくりの道路は放って置けないから、とりあえず観光に重点を置いて、しかも22億円もの大きなお金をかけて駅を改築する訳でしょ。JRが1億円か負担するのか知らないが、そこは無理したからそういうことなんでしょ。そうしたら、それに合うような道路をまずつくっていったらいいのではないですか。そしたら、この数字に合うような一番乗降客が多いのは法隆寺に行く北側ですよ。そしたら、そっちの道路を先にしようかというのはあかんのですか。

事務局（藤本） 先と言われますけれど、一度にできるのではないですから。

会 長 分かっていますよ。だから、南の方は少しおいておく訳です。早く言ったら、2号線ですね。7億1千万円もかけて先にやる必要はない。

吉川委員 これを住民に問うたときに、今のこの財政の厳しいときに、これをやってくれと、住民は望んでいないと思う。いくら、総合計画、マスタープランに載っていたとしても。載っていても、事業の種類はまだ決まっていない。都市計画道路でいくのか、あるいは道路改良の1種なのか2種なのか、そういうものがまだ決まっていない訳でしょ。その選択を吟味して、それからかかるべきものです。

会 長 あの大体良くご意見分かってきましたので、我々の方でまとめさせていただきます。そうしましたら、この辺りで、次の税財源の方へ移らせていただきます。本来今日の目的は、この財政窮乏化の中で、少し知恵を出したって、新しい税財源を考えようではないかということです。実は1月は丸々それを議論しようと思っていた訳ですけども、ほとんど今の大型建設事業の再検討の問題で時間を費やしてしまいました。それでは、三浦先生に会長を替わってもらって、新しい税財源を考えるということで議論したいと思います。三浦先生を中心にこの前から、実は1時間ほど会議をさせていただいたのですが、今日は全員でございます。2月の会議は、それだけでやらせていただきたいと思えます。最初に申しあげました10回では終わらないかも分かりません。これは一番大事な問題で、ともかくお金が無かったら困りますので、税財源をどこに求めるかということで、一つよろしく願います。予め皆さまの方に今日はお考えをご提案いただけますかということでお願いをしております。それでは、三浦先生お願いします。

三浦委員 先月は委員会が終わった後、議論をさせていただいたのですが、なかなか結論というのは、そんなにすぐ出るものでもありません。今回また、皆さまにアイデアを良くお聞きしようということで、あまり時間もなくて申し訳ないですが、いかかでしょうか。何かアイデアをお持ちの方おられましたら、ご発言お願いします。

福井委員 斑鳩町のマニフェストにも書いてあるのですが、遊休農地の解消と活用の促進というのが挙がっています。遊休農地を使って、これからは、循環型の社会でなければいけないと思うのです。それで、環境という意味で、菜の花プロジェクトというのを立ち上げて、まずは、菜の花の景観を環境というところにつなげて、観光資源とします。それから長期的には、菜の花を育てて、その油を使って食用などにつか

ます。その食用につかった油は、循環ということで、ディーゼルにつかう、そのかすを肥料につかうなどの利用が考えられます。そのような、菜の花畑プロジェクトというものを、まずは、観光から菜の花を栽培して、その栽培するのも住民とか小学生とかも含めてみんなで栽培することにします。それから、徐々に育てていって事業につなげるという考えです。

それから、もう一つは、海外の方は産業観光ということに興味をもっておられますので、斑鳩の文化と先端技術の見学というのはどうでしょうか。それで、広域的な連携ということで、隣の京都に学研都市と言います、先端技術の会社がたくさんありますので、それと合体して、旅行のツアーとして旅行会社や海外に売り込んでみてはいかがでしょうか。この近辺の文化とかをみていただいて、後、京都の方で先端技術工場とかを見学するということになります。その抱き合わせからもっと、海外の方が興味を持たれて、奈良にも来て、京都の先端技術も見学してということになればと思います。

もうちょっと細かいことでしたら、環境という部分において、今、容器包装法というのが国の方で決まったのか分からないですけど、レジ袋の有料化というのがあります。どこかでもやっていますよね、杉並でしたか、消費者と事業者と行政が一体になって、そのごみを減らすという環境面を含めて、そのごみ袋を有料化するというものです。その3点ですね。

城崎委員 ごみ袋を有料化した場合、そのお金はどこに入るのですか。

福井委員 それは行政と話し合っ、それを斑鳩町がいただくことになります。それは、事業所と行政と消費者が、やっぱり一体にならないと無理ですよ。一応アイデアです。

吉川委員 それは、平成7年度から施行するという事だ。

福井委員 もう決まっていたか。私は、それを確認できていませんでした。

三浦委員 今、福井委員が言われた意見では、観光をもっと振興していくという考え方ですね。

福井委員 やはり、あの国内だけでなく外国の方にも観光に来ていただくとい

う意味で、魅力のある町ということで、それをセットにすればどうかということ。やはり産業観光というのが、外国の方はすごく興味があるということですので。

城崎委員 もう、7、8年前になると思うのですが、斑鳩町独自の土産物をつくろうという意気込みで、私はお菓子作りとかを公民館で教えたりしていますので、「柿食べば・・・」の柿をテーマに洋菓子を作ったのです。それで、1年間ぐらい、手作り、全国各地から注文がきました。それで、作ったら作っただけ赤字が出たので止めましたけど。それを斑鳩町に持ってきて、現実に町長に、斑鳩町の産業として、作業所のようなものを作ってね、町に入ってくるお金としてそういうものは、どうですかと言ったのです。けれども、その時はそんな財政とか分らなかったの、こんなアイデアだけ持っていったのです。西吉野の柿に比べて、斑鳩の柿はそんなに産業としては多くない、梨で何か作ってはどうかと言われました。でも、世の中全体では、「柿食べば・・・」と言えば法隆寺というふうになりますので、柿を見せた方がいいと思いますと言ったのです。あの、今はお金が豊かだから、そういう財政でお金もいらないし、そういうことは必要ないと言われて終わってしまったのですけれど。

会 長 それは、いつごろの話ですか。

城崎委員 ちょうどインターネットが世の中に出だしたころなので、7～10年ぐらい前ですかね。で、インターネットにも一応登録したりして、やりかけたのですが、手作りでかなり赤字が出ました。高いお金をよく取らなかったから、私の経営は下手だったのですが、それは、ちょっと置いて、先ほど会長が言われましたように、斑鳩町はどんな町をつくるかという大きな夢がないので、住んでいる人のためだけに、色々な施策をしている斑鳩町役場というものは、やっぱり夢に向かってもう一歩出ないといけないということ、すごく感じました。やはり、斑鳩町の収入を上げるということで税金を考えておられると思うのですが、各個人から税金をとるとものすごい反対がたくさんくると思います。斑鳩町は豊かで財政の心配がないから合併しなくていいというのが、町民の中で浸透しています。私なんかは合併賛成で手を挙げていて、合併しないと生きられないと思っていたのですが、合併しなくても生きられるという意見の方が多かったのに、今ま

たこういうのが見えてきましたから、即税金を取るということになると、すごい反発がたくさんくると思うのです。それで、斑鳩町の大きな夢を描いて、その中で、収入を上げることを考えると、観光しかないなというのは、みんな分かっていると思います。そして、駅を作って綺麗にしていくのは、観光のまちづくりを進めていくというふうには持っていきますと、来てくれる人がいかにお金を落としてくれるかということを考えていく。法隆寺まで行くのに道も通る訳ですから、通行税ではないですけど、斑鳩町の道を通らなかったら法隆寺には行けないというぐらいの気持ちで、その人たちから、きれいにもらえるという方法がないかというのが一つです。もう一つは、来られた人に奈良県にはない斑鳩町しかないお土産を作って、斑鳩に行ったら絶対あれを買わないといけないというようなそういうお土産作りをしてはどうかということです。そのとき、ちょっと言われたのですが、そういうことを斑鳩町がしたら、門前の土産物屋に怒られると言われたのです。それを聞いて、そういうことも考えないといけないのかと思ったのですが、今でしたらごみ袋の話ではないですけど、事業をしている方と斑鳩町が共通に利益を上げる方法というものが考えられるかもしれないなと思います。

秦委員 城崎委員が言われるのは、素晴らしいアイデアだと思います。ただ、私もここで40年やっています。古く吉田町長の時代、観光課がないから、観光課を作ってくれとお願いしました。この庁舎ができる前です。町民の中で観光事業に携わっている者が何人いるのか、そのために観光課を作れるかと、まず言われました。

城崎委員 町内の土産物業者が私のところを訪ねて来られて、店に置かしてくれと言われたこともあります。いかに斑鳩町に収入が入るようにするか、門前のお店も売った分はいくらもらえるようにするかというのは、後で考えたらいいことで、来た観光バスには積み込むということにして、収入を上げるというのが一つの方法かなと私は思います。遠い観光地とセットされたら、私は、今の観光客は何も買わないという現象が起こってくると思う。観光で来たら、あっちこっち行って、あっち行ったら何か買えるのではないかとという期待を持たせて、できたら駅から法隆寺までのアクセスで自転車道を整備するとか、斑鳩町の中だけでウロウロしてもらえるような仕掛けが必要であると思います。団塊の世代がこれから多く出てきますので、歴史の教養面の売込みと

自転車と土産物の3つをセットにして収入を上げる方法というのを、何かプロジェクトを作って進めれば良いと思います。お菓子を作るための工場、作業所というのは、いくらもありません。ノウハウがあれば、一つ独自のものができるので、そういうものをやれば良いと思います。そうすると、それをやって、なお且つ観光の町を作るために、こういうものがあるから税金が要るのです、ともっていくと、個人的な特別な税金というのが何かとれるのかなと思います。

秦委員 去年、中間答申をされましたよね。その中でこの4月から何か一つでも予算に反映されているのですか。

会 長 あります。それはまた後で、言ってくれますけれど。

秦委員 それなら良いのですけど。私は、この住民会議は歳入も歳出もしないといけないうと良く分かっているのですけれども、それであれば提言してもいいかなと思います。今言われたお土産の話なんですけど、まず、お土産を定着させるにはものすごく時間がかかるものなのです。皆さんご存知のJTBですが、今全国で800支店ありまして、それと我々含めて関連業者が756店、旅館が1千軒余り、これが全員寄って、お土産屋アカデミーというのをやって長年取り組んでいるのですけど、なかなか育たないですね。成功したのは、夕張メロンだけです。あと、喜多方ラーメンがちょっと伸びてきたぐらいです。だから、素晴らしいアイデアですけど、ものすごい長いプロジェクトで考えないといけないうと思います。これは当たるかどうか分からないですけど、一番簡単な話で、土地の利用、例えば住居を商業に上げるとか、第一種低層を中高層住宅地に上げるとか、それで固定資産税を上げるというのが一番簡単ではないかと思います。土地の高度利用になると、斑鳩町の資本だけでなく、外から資本が流れ込んできます。吉川委員が言われていた2号線の辺りは、一気に商業地にしたらいいのですよ。高度利用のために道をつけるのであればね。そういうのが、余り目立たずに一番早く町税に反映できるのではないかなと思う。土地の利用のステップアップですね。

会 長 一つの考え方でしょうね。

秦委員 それは、あまり町民に目立たずに、税制改正をする。用途を変える

だけで、どれだけ上がるか、私は試算もできないですけど、一番簡単な方法ではないかなと思います。そこらに土地を持っている人は大変でしょうけど。

三浦委員 やっぱり、そのどのような町をつくるかということですね。商業地域にしてしまうのも一つでしょうし。他の地域と比べて、同じようにしてしまうのか、やはり違う町にするのか、その辺をどう考えるかですね。

城崎委員 ここに書いてあります、歴史と文化の環境税というのは、すごく漠然としているんですけど、どういうものですか。

三浦委員 これは、結局、駐車場税というか、駐車料金に税金をかけるというものです。ちょっと、前回検討はしたのですが。

秦委員 赤福さんは年商90億円です。単品のお菓子の土産物としては、ナンバーワンです。全国で唯一、メーカーが値段指定できて、自分ところの利益を確保して、売っている土産は赤福だけなんです。他のメーカーは、小売サイドの売り易い値段から製造の値段をはじき出していますから、小売はいくら取ります、旅行会社はいくら取ります、こういう発想にからになります。完璧にメーカー主導は赤福だけです。土産物というのは本当に難しい。観光のことについて色々と言っていたくのはありがたいのですが。

城崎委員 ただ、奈良に観光に来られた人が、奈良市に行っても斑鳩町に行っても、どこ行っても同じ土産ばかりだと言われるのが気になるのです。だから、斑鳩しかないという限定みたいなものをつくれれば、意外といけるのではないかなと思うんですけど。

秦委員 奈良で一番売れているのは、鹿せんべいですね。奈良漬は、今から10数年前にテレビCMで全国展開して、奈良漬の価値が落ちてしまった。なぜ、奈良漬が奈良の土産なのかという質問が逆にくるぐらいになった。ルールに乗せるのはいけない。

吉川委員 私が昔係わっていたことがあって、奈良で森の奈良漬の主人に、なぜデパートに出店しないのかと聞いたことがあります。やはりマー

ンを取られたら品質を落とさないといけないので、うちは出しませんと言われて、今でも門前で頑張っておられる。それが逆に結構売れているのです。

秦委員 東京のお客さんには、森の奈良漬がものすごく人気があります。辛いのですけどね。

吉川委員 私、ちょっと失礼しないといけないので、結論的なことを言わせていただきます。一つは目的税ということで、法隆寺の観光を対象にしたもの、先程出ていましたレジ袋、県でも来年から導入します県森林保全税、これは納税者に500円ずつ負担してもらうもので、それぞれ、工夫されていますが、(している訳ですけども、)先程会長からも話があったように、ユネスコの世界遺産にもなっているし、また、町長としても法隆寺の周辺立地保存ということで、環境整備に相当な投資もしてきている訳ですので、世界遺産法隆寺周辺立地保全環境整備基金というような名のもとに、今回の我々の立場としては、行政がその関係当事者と話がし易いように切り口だけを提供しようと思いません。こういう会議で、このような提言をいただいており、行政側も例えば門前整備、藤ノ木古墳の整備、中宮寺跡の整備、あるいは駅舎も法隆寺イメージに合わせて相当な費用を投資していると、そういうことで、基金としてご協力いただけないかと、というような切り口です。我々はそれを提言するという事しか、私は今のところないのではないかと思います。具体的に法隆寺にこうなさいということになると、いずれにしても理事長の同意もとらないといけない、これは、全国的に大問題になって、そうなかなか協力、理解が得られないと。整備基金に協力してもらうという切り口から、まず進んでいくべきではないかなと思っています。提言の表現は、この会議で考える必要はありますが。

先程福井委員が言われた菜の花運動は良いと思います。いつか会長とも同じような話をしたことがあります。昔は、ずっと菜の花畑でした。そして搾油して、そのかすは肥料として還元されるということですね。なかなか良いと思います。

会長 せっかくいいところまでは来ているのですが、この辺でまたみなさん、この次はよろしく願います。次回の議題は、税財源を考えることだけです。税財源なので、税制もいいですし、財源もいいですよ。

この前に吉川委員が言われた占用料のようなものでも構いません。あらゆることを議論しているうちに、人が気が付かないものが出てくるかもしれません。それでは、取りまとめるときに、また皆様のご意見をいただきたいと思います。

【次回日程】 平成18年2月21日（火）13：30～